

## 政府の取組み



吉村 紀一郎\*

厚生労働省国際課の吉村と申します。私は厚生労働省の中でILOの関係を担当しており、本年(2017年)のILO総会にも出席いたしましたので、政府の取組みという形で報告をする機会をいただきました。

今日は大きく3つについてお話をしたいと思います。1点目は、気候変動について、世界的にあるいは日本でどういった動きがあるのかということ。2点目は、こうした気候変動に関する世界的な流れを受けまして、ILOでどのような取組みをしようとしているかということ。3点目は、本年のILO総会でガイ・ライダー事務局長からグリーン・ジョブに関して報告がございましたが、これを受けて、日本政府を代表して出席しました当時の橋本岳・厚生労働副大臣がどのような演説を行ったかという演説の内容です。この3点につきましてご説明させていただきたいと思います。

### 1 温暖化による気候変動リスクに対する世界の取組みについて (パリ協定)

まず、気候変動に関する世界の取組みについてです。皆さんもよくご存じかと思いますが、「世界の温暖化」について、IPCC(気候変動に関する政府間パネル)の予測(第5次評価計画書)によりますと、21世紀末には20世紀末と比較して、気温は2.6℃~4.8℃高くなっていると予想されております。こうしたことを受けまして、ILOの取組みに関する佐々木さんのお話にもございましたが、自然災害が起こったり、あるいは土地の低い島国などにおいては、住めるところがなくなってしまうというような形で、人々の暮らし、あるいは働き方が大きく変わってしまうのではないかとされています。こうした気候変動にどう対応するかということで、世界的には、気候変動のリスクを下げていくために世界が協調して取り組もうとしているところです。

そうした中で、2015年12月にCOP21(国連気候変動枠組条約第21回締約国会議)において、パリ協定が採択されました。これは、気候変動に関する国際的な枠組みを定めているもので、先進国だけではなく、開発途上国においても、区別なく、全世界的に気候変動の対策を取っていくということを定めたものです。2016年11月には発効条件(55か国以上の批准等)が満たされ、パリ協定は発効しております。

日本政府は、発効と同月に、この協定を受諾するというメッセージをお送りしました。国内での

\*吉村紀一郎(よしむら・きいちろう) 厚生労働省大臣官房国際課国際労働・協力室室長。厚生労働省のほか、熊本県、広島市にて勤務。

温室効果ガス排出削減対策と国際的な協力ということで途上国における気候変動対策を取っている状況であり、具体的には2020年までに開発途上国における気候変動対策事業の実施や、国内での温室効果ガスの排出削減を目指すとしています。

## 2 温暖化による気候変動リスクに対する世界の取組みについて（持続可能な開発目標）

気候変動に関する動きは、パリ協定以外にも流れがござります。ILO 駐日事務所の田口代表からのお話にもございましたが、SDGs（持続可能な開発のための2030アジェンダ）と言われているものです。これは2015年9月の国連サミットで採択されたもので、2016年～2030年までの17の国際目標が定められました。いろいろなテーマがござりますが、そのゴール（目標）13として、「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」ことが決められております。

この国連サミットで決められたSDGsを受けて、日本政府ではどのような対応をしているかをご説明します。日本におきましては、2016年6月、総理を本部長とするSDGs推進本部を立ち上げております。その上で、有識者、民間セクター、国際機関の方々にお集まりをいただきまして、円卓会議を開催し、その円卓会議でご意見をいただいた上で、日本政府として取り組んでいくことを定めた実施指針を2016年12月に策定しております。この指針に基づいて取り組んでいくというのが政府の方針です。

SDGsの特徴としましては、先進国が途上国を支援するだけでなく、先進国は先進国の中でやらなければいけないことをやっていくということで、国内での取組みと国外での取組みの2本立てになっております。国内の取組みでゴール13に関係するものとしては、気候変動対策を推進するというので、2030年度に2013年度比で温室効果ガスを26%削減する指標を示し、温室効果ガスの削減を実施していくことを定めています。また、気候変動のメカニズム解明や影響評価に関する研究開発、地球観測データ等の利活用を進めていくことを定めております。

他方で、国外の取組みでゴール13に関係するものは、気候変動緩和に向けた途上国の支援の推進です。例えば途上国で気候変動に適応するための政策をつくっていくに当たって日本から支援をすることです。また、国際協力に基づく気候変動適応に関する政策策定支援、人材育成支援を行うことも定めており、対策を実施するに当たり必要な人材の育成を今後支援していくこととしています。

## 3 ILOにおける気候変動リスクに対する取組みとグリーン・イニシアチブの経緯について

ここからは、こうした気候変動に関する世界的な動きとILOはどういう関係にあるのかということをご簡単にご説明したいと思います。

ILOでは、気候変動のリスクに伴い、どうしても社会に変化が生まれていく中で、例えば産業の構造が変わっていくことに伴って成長産業、あるいは環境に優しい産業の方に人が円滑に移っていくに当たり、どういうことをしていかなければいけないのかということをご議論しています。つまり、社会がより環境に優しく、持続可能な生産・消費形態へと移行するためには、労働力の移行が不可欠であるとして、円滑に労働力を移行できるよう、各加盟国や労使にも取組みを求めています。

最初にILOでこうしたことを取り上げたのはソマビア前事務局長で、2007年6月に「グリーン・

「ジョブ・イニシアチブ」を提唱しました。具体的には、より持続可能な社会に変化していくに伴って発生する雇用の変化を、まずはしっかりと見極めた上で、どう対応していくか、大きく3つのことを提唱しておられます。①環境と雇用に関する政労使の対話の促進、②環境に優しい産業における新たな雇用創出の支援、③生産・消費形態の変化に伴う労働力の移行のための教育訓練等の政策の実施、です。つまり、政労使の対話を促進して、環境に優しい産業で雇用をつくっていきましょう。そういった新しい産業に労働力が移っていくに当たり、そういった場所で働けるような人のスキルを育成していきましょう、ということです。

ソマビア事務局長は交代され、新しいライダー事務局長になっても、気候変動に関する課題はILOにとっても重要だということは引き継がれています。2013年5月、今度はグリーン・ジョブではなく「グリーン・イニシアチブ」というものを現ILO事務局長のライダーさんが提唱されました。ILOの設立100周年イニシアチブのひとつとしての位置づけです。課題としてはほとんど同じようなものですが、低炭素社会への移行を促進しつつ、持続可能な生産・消費形態を実現するに当たり、政労使三者が協力して、ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）への取組みを行うことによって、適切に労働力を移行させるよう促進していきましょうということが提唱されました。

もう少し直近の動きとしましては、2015年11月にILOの理事会で「環境的に持続可能な経済に向けたディーセントな労働移動に関するガイドライン」を採択しています。労働力の適正な移行を考えたときに、どういうことをやっていく必要があるかということもILOでガイドラインとして定めたものです。このガイドラインでは、低炭素社会に向けた労働力の移行に向けて、大きく4つの点を定めております。1点目は、政労使の対話による合意の促進（政労使の対話を通じた労働移動に関する合意の形成）、2点目が、基本的な原則と権利が職場でも守られることが必要であるということ（職場における基本的な原則及び権利の尊重）。3点目は、適切な形で労働力の移動が進んでいくための環境を整備しておくこと（企業及び労働者等が適切な労働を可能とする環境の整備）。4点目は国際的な協力をしていくこと（労働移動に関する国際的な協力の促進）です。

その後、2016年11月のパリ協定の発効を受け、2017年の3月にはILOとUNFCCC（気候変動に関する国際連合枠組条約）事務局は、気候変動下での持続可能な経済の実現に向けた取組みの実施及びディーセント・ワークと公正な労働力の移行の促進に関する覚書を締結しました。その覚書の中では、気候変動と労働力の移行が雇用に及ぼす影響について、各国またグローバルレベルでの様々な産業部門において、きちんと共同研究を行っていくこととしております。

#### 4 2017年ILO総会事務局長報告について

一番直近の動きとしましては、2017年6月のILOの総会で「グリーン・イニシアチブ」（2013年提唱）について、ILOの事務局長から報告がなされています。報告は大きく2本柱の構成になっており、気候変動下においても、ディーセント・ワークの機会の提供や適切な労働力の移行のためには、「労使の全面的な関与」と「技能開発と社会的保護のための政策の実施」が必要という提案です。

1点目の柱である「労使の全面的な関与」とは、よりよい生産・消費形態を生み出していって、環境変化があっても雇用を拡大させて経済的な好影響につなげていけるようにするために

は、労使の協力が大事であるということです。労働者側の関与例としては、低炭素社会への公正な移行のための協定、投資、政策開発のための協力と対話促進のためのセンター設立などが挙げられています。また、使用者側の関与例としては、低炭素社会で良好に機能する市場や効果的な規制条件の整備、企業ガバナンスの改善と民間部門の関与促進などが挙げられています。

また2点目の柱である「技能開発と社会的保護のための政策」とは、低炭素社会での持続可能な形で経済活動を行っていきけるようにするためには、きちんとそうした経済の中で活躍できるような技能、つまり有益性のある技能の開発が必要だということです。ただどうしても労働力移動が起こった際に失業が起ってしまう可能性もありますので、そうしたことに対処できるような社会的保護の政策を実施していく必要があるということも述べられています。技能開発の例としては、新たに必要となる技能の開発による労働者の職業スキルの向上や、長期的に技能要件を予期する計画の策定などが考えられます。また、社会的保護の例としては、人々が苦難や貧困のリスクを負うことなく、職業や雇用形態を変えることができるよう、失業保険の支援などによる社会的保護が考えられます。

## 5 2017年ILO総会における日本政府代表演説

最後に、本年のILO総会におきまして、ライダー事務局長の報告を受けて、日本政府がどのような演説をしたのかということをご紹介させていただきたいと思えます。

今年のILO総会には日本政府から、当時の橋本岳・厚生労働副大臣が出席して、総会で演説をいたしました。大きくは2つの構成で演説をしております。1つは、気候変動について日本政府としてどのように取り組んでいくかという決意を表明するもの。もう1つは、ILOで重視しているディーセント・ワークの実現と日本政府の取組みという観点で「働き方改革」について今後どのように取り組んでいくかということを演説しております。少子化の進展に伴う生産年齢人口の減少が進む日本においては、気候変動に対する取組みに加え、ディーセント・ワークの実現のためには「働き方改革」に対する取組みも重要であり、持続可能な経済とディーセント・ワークが両立する社会を実現する必要があるからです。

1点目の気候変動に関する取組みとしましては、国内向けに温室効果ガスを計画的に削減していくために、日本政府として取り組んでいる環境・エネルギー分野での技術開発や国民全体での取組みについてご紹介しました。また一方で、気候変動に伴って悪影響を受ける途上国向けには、日本の優れた環境技術や経験を活かして、開発途上国における気候変動対策事業の実施を支援していくということをご紹介しました。

2点目の働き方に関する取組みは、直接的には気候変動とは関係しませんが、日本として重要視している取組みであり、ILOの活動とも関連するというところをご紹介しております。基本的な考え方といたしましては、第一に、女性も高齢者も含めて働くことを望まれる方々が働けるような環境整備を進めていくことが大事であり、これは結果として、労働力人口の減少という影響を小さくすることにもつながるであろうということです。つまり、働くことを希望する女性や高齢者に一層の労働参加を促進し、長く働き続けられる環境を整備することで、労働力人口の減少を最小限にとどめようとしていることです。第二に、こうした人口動態の変化を踏まえた対策としてどのような

ことをやろうとしているかについて、今年 2017 年の 3 月に「働き方改革実行計画」を定め、例えば同一労働同一賃金を進めていく、あるいは長時間労働の削減に向けて時間外労働の上限規制を設けていく、というようなことを盛り込んでいます。この実行計画に基づいた法案を国会に提出し、法律が成立した暁には、きちりと実施していきたいということを紹介しております。

私のほうからのご説明は以上でございます。ご清聴ありがとうございました。(拍手)